

### 観光 平成23年度における 誘客宣伝事業について

**Q** 「箱根温泉AIDプロジェクトの内容と進捗状況スケジュール」について

**A** 観光客及びエージェンツ向けに配布する夏の情報を集約した冊子作成や、各団体が計画しているものとして「足湯提供計画」、「つながるうHeart Museum」、「特別な宿泊料金のプラン提供」、「はこね元気クーポン券交付」など、夏のキャンペーンとして実施できるように観光関係団体等と計画を練っている。これらをベースに、『箱根温泉AIDは、箱根の元気を日本の元気につなぐ響、箱根の魅力を総動員して皆さんを元気にするためがんばりたい』とメッセージを発信していきたい。

**Q** 「観光立町である箱根町民に対しての情報提供」について

**A** 本年4月に箱根町観光振興条例を制定した目的が、町、町民、観光事業者及び観光関係団体等一体となって魅力ある観光地の形成を推進することであり、当然、町民の方々に協力をお願いしながら観光を推進していくものと思っている。

**Q** 「観光立町である箱根町民に対しての情報提供」について

**A** 本年4月に箱根町観光振興条例を制定した目的が、町、町民、観光事業者及び観光関係団体等一体となって魅力ある観光地の形成を推進することであり、当然、町民の方々に協力をお願いしながら観光を推進していくものと思っている。

**Q** 「観光立町である箱根町民に対しての情報提供」について

**A** 本年4月に箱根町観光振興条例を制定した目的が、町、町民、観光事業者及び観光関係団体等一体となって魅力ある観光地の形成を推進することであり、当然、町民の方々に協力をお願いしながら観光を推進していくものと思っている。

**Q** 「観光立町である箱根町民に対しての情報提供」について

**A** 本年4月に箱根町観光振興条例を制定した目的が、町、町民、観光事業者及び観光関係団体等一体となって魅力ある観光地の形成を推進することであり、当然、町民の方々に協力をお願いしながら観光を推進していくものと思っている。

### 環境 廃棄物処理の現状と課題について

**Q** 現在稼働している廃棄物処理施設の現状と将来の更新計画について

**A** 平成21年4月には、「環境先進観光地」を推進することを理念とした、環境先進観光地推進本部を設置し、その基礎づくりに関する施策を企画立案し、効果的かつ重点的に推進している。

**Q** 現在稼働している環境センターの清掃第1プランの現状だが、平成5年に稼働開始し、経年劣化が進んでいるが、ごみ処理施設としての機能を維持するために、毎年度、補修をしているが、施設の安全運転管理のためには、今後、大規模な補修工事を余儀なくされている。

**Q** 将来の更新計画としては、現在、小田原市と足柄下地区で、ごみ処理広域化協議会を設立し、ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の確保、リサイクルの必要性の

**Q** 高まり、ダイオキシン類対策など、環境保全対策の充実に向けた方策を探るため、ごみ処理の広域化について、協議・検討をしている。協議会の方向性を見据えた中で、必要に応じた補修工事をしていきたい。

**Q** 次に、一般廃棄物の収集状況だが、昨年度から新たに、容器包装プラスチック等の3品目の分別収集を開始させていただき、その結果として、燃せるごみの収集量が、7,056トンから6,033トンとなり、14.5%削減された。燃せるごみの収集量は、年々減少している。また、平成22年度は、新たな分別を始めたことが起因し、リサイクル率が上昇した。なお、今後の計画としては、

**Q** 現行の町の一般廃棄物処理基本計画で、資源化率についての目標年度を平成28年度で、14%に設定している

**Q** 資源化を推進してまいりたいと考えている。

**Q** 資源化を推進してまいりたいと考えている。

**Q** 資源化を推進してまいりたいと考えている。

### 税務 個人住民税 特別徴収について

**Q** 給与所得者である個人住民税の徴収方法について、給料から天引きされる特別徴収はメリットがあると思うが、具体的な内容と今後の推進について

**A** 特別徴収する場合は、所得税法により所得税を源泉徴収して納付義務がある者を、特別徴収義務者に指定してその者に徴収させると規定している。特別徴収には納税者、事業主双方にメリットがある。

**Q** また、町にとっても普通徴収による滞納が発生することがなくなり、収納率の向上と、滞納整理事務が減るなどのメリットもある。

**Q** 納税者のメリットとしては、1点目に、普通徴収の納期が通常4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回当たりの納税額が少なく済む。2点目に、納期毎に金融機関に向いて納税する手間が省ける。3点目に、納め忘れの心配がなくなる。

**Q** 事業者のメリットとしては、1点目に、所得税の計算を行う必要がない。2点目に、所得税のように年末調整をする手間がない。

**Q** このようなことを、事業者に対して説明をしても、「従業員数が少数のため事務が困難である」、「他の自治体では普通徴収で対応している」などの理由で特別徴収が徹底していない。こうしたことから、さらに特別徴収を実施していない事業者に対し、実施の呼びかけを行っていききたい。また、県内の自治体の特別徴収への統一的な取組と徴収率向上のために、神奈川県川崎市地方税対策推進協議会「へ要望すると共に、同税務協議会の中で啓蒙チラシなどを作成し事業所へ呼びかけるなど、収納率向上のため特別徴収の推進に取り組んでいきたい。

**Q** 特別徴収する場合は、所得税法により所得税を源泉徴収して納付義務がある者を、特別徴収義務者に指定してその者に徴収させると規定している。特別徴収には納税者、事業主双方にメリットがある。

**Q** また、町にとっても普通徴収による滞納が発生することがなくなり、収納率の向上と、滞納整理事務が減るなどのメリットもある。

**Q** 納税者のメリットとしては、1点目に、普通徴収の納期が通常4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回当たりの納税額が少なく済む。2点目に、納期毎に金融機関に向いて納税する手間が省ける。3点目に、納め忘れの心配がなくなる。

**Q** 事業者のメリットとしては、1点目に、所得税の計算を行う必要がない。2点目に、所得税のように年末調整をする手間がない。